

多様な主体の協働・連携による
地域包括ケアシステムの構築に
向けた地域資源の普及啓発等業務
公募型プロポーザル企画提案説明書

令和5年10月
川崎市健康福祉局

1 件名

多様な主体の協働・連携による地域包括ケアシステムの構築に向けた地域資源の普及啓発等業務

2 委託内容

別添「仕様書」参照

(参考) 当該業務に関連する本市の考え方

①川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000076904.html>

②かわさきいきいき長寿プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-12-13-0-0-0-0-0.html>

③介護予防・生活支援のあり方検討会議 報告書（令和4年度）

※仕様書参考資料として添付

3 履行期限

令和6年3月29日（金）まで

4 契約方式

随意契約（公募型プロポーザル方式）

5 業務規模（予算概算額）

14,045,900円（消費税額及び地方消費税額抜き）

6 参加資格

- (1) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。
- (2) 3年以内に国又は地方公共団体から、本業務と関係性のある業務（地域包括ケアシステムに関する民間企業連携や、介護予防に関する事業の企画立案等を支援する業務等）を受託した実績があること。
- (3) この委託業務について、確実に履行できること。

7 手続日程（予定）

内 容	実施主体	日 程
公募開始 (参加意向申出書の配布開始)	市	令和5年10月20日（金）から
参加意向申出書等の受付	提案者→市	令和5年10月25日（水）まで
参加資格確認審査結果の通知	市→提案者	令和5年10月27日（金）まで
質問書の受付	提案者→市	令和5年10月30日（月）まで
質問書への回答	市→提案者	令和5年10月31日（火）まで
提案書等の提出	提案者→市	令和5年11月8日（水）まで
プレゼンテーションの実施、 選定審査委員会	提案者	令和5年11月14日（火）午前（予定）
選定結果通知	市→提案者	選定審査委員会終了後、行政内部手続き完了後通知する。 ※令和5年11月中旬を予定
契約締結		令和5年11月下旬を予定
業務開始		契約締結日～

8 提出書類一覧

提出時期		提出書類名	部数
①参加意向申出書提出時 令和5年10月20日（金）まで	1	参加意向申出書（様式1）	1部
	2	実績表（様式2）	1部
	3	実績を証する書類（契約書の写し、補助事業の決定通知の写し等）	1部
	4	コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式3）	1部
	5	誓約書（様式4）	1部
②質問書提出時 令和5年10月30日（月）まで	1	質問書（様式5）	1部
③提案書提出時 令和5年11月8日（水）まで	1	提案書（任意様式） ※提案を補足するデータ等が必要な場合は参考資料を添付可能（任意様式）	10部 (正本1部 副本9部)
	2	見積書（任意様式）	1部

9 参加資格の確認

提案参加希望者は、公募期間内に参加意向申出書を提出する。様式が指定されている提出書類については、本市ホームページからダウンロードすること。なお、やむを得ずダウンロードができない場合は、事務局（提出場所と同じ）まで連絡すること。

また、期限までに提出しない業者及び提案参加資格がないと認められた業者は、提案に参加することができない。

(1) 参加意向申出書等の受付期間

令和5年10月20日（金）から10月25日（水）まで
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

(2) 提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階
事務局：川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 ケアシステム担当 手塚・中村
電話：044-200-0479 FAX：044-200-3926

(3) 提出書類

8①のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参
※持参の場合は、事前に電話連絡すること
※郵送の場合は、提出期間内に必着

(5) 提案参加資格審査確認

提案参加資格の審査結果は、参加意向申出書を提出したすべての業者に対して、文書にて、令和5年10月27日（金）までに通知する。

10 質問書の提出

(1) 質問受付期間

令和5年10月20日（金）午前9時から10月30日（月）午後5時まで

(2) 質問受付方法

質問書様式（様式5）を本市ホームページからダウンロードした上で、質問内容を入力し、次のアドレスに電子メールにて提出すること。

電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

なお、やむを得ず様式をダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること

(3) 回答方法

市は、すべての質問について、令和5年10月31日（火）までに回答を行う。

1.1 提案書等の作成

(1) 提案書の作成

提案書については、次表の①～⑥の項目について、A4片面（横向き）・25枚以内で、分かりやすく作成すること。（様式任意、フォントサイズは自由）

なお、記載順等については、必ずしも表の並びに倣う必要はない。

基本事項	①	会社概要	名称、設立年月日、従業員数、主な事業内容及び企業方針・企業理念について記載すること。
業務実績	②	業務実績	3年以内に国又は地方公共団体から受託した、本業務と同様の業務（地域包括ケアシステムに関する民間企業連携や、介護予防に関する事業の企画立案等を支援する業務等）における発注者等（省庁名や地方公共団体名等）・業務名・業務内容・受託期間、履行にあたり工夫した点を記載すること。業務実績が複数ある場合は、最大で3つまで記載すること。
企画提案	③	基本的な考え方	本市の地域包括ケアシステムの構築に関する現状を踏まえ、より一層の推進に向けた基本的な考え方やスケジュール案を記載すること。
	④	イベントの開催	民間企業のサービスを含めた暮らしの多様な選択肢を市民や支援者に広めるための講演者の提案、多様なサービスの利用促進のきっかけとなる展示会の運営方法、スケジュール案のほか、高齢者やその家族が参加するきっかけとなる効果的な仕掛けの案を記載すること。
	⑤	広報媒体モデルの作成	主に虚弱または要支援高齢者がつながり続けることができる地域資源の取材方法、手に取りやすい広報媒体の作成に向けた編集方法、スケジュール案を記載すること。
運営体制	⑥	運営体制	本業務の実施に係る責任者や研究員等の人員体制を記載すること。

(2) 見積書の作成

金額は消費税及び地方消費税抜きで算出し、単位を円で記載すること。

提案上限額は、総額14,045,900円とする。（消費税及び地方消費税抜き）

(3) 作成における注意事項等

- ① 提案書には表紙をつけ、表題、会社名、代表者職氏名、提出年月日を記載すること。
- ② 提案書及び参考資料の様式は、全てA4横版とすること。
- ③ 提案書及び参考資料は、提案書提出時に紙媒体に加え電子媒体でも提供すること(次の電子メールアドレス宛て送付も可能)。
電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp
- ④ 提案書(正本)の表紙及び見積書には、実印(代表者印)を押印すること。
- ⑤ 見積書は提案書に含めず、別途提出すること。

(4) その他注意事項等

- ① 見積書の見積金額が、提案上限額を超過する際は、失格とする。
- ② 参加資格を与えられた者で、提案への参加を辞退する者は、相応の理由を記載した辞退届を提出日までに提出すること。様式は任意とする。
- ③ 提案書等作成に伴う費用は、提案参加業者の負担とする。また、提案書等の提出書類の著作権は、提案参加業者に帰属する。

12 提案書等の提出日時及び場所等

(1) 提出日時

11月8日(水)午後5時まで
※土日・休日を除く

(2) 提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 ケアシステム担当

(3) 提出書類

8③のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)
※持参の場合は、事前に電話連絡すること
※郵送の場合は、提出期間内に必着

(5) 注意事項

提案書等の差替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、記載内容に不備があり、市側で追記等を求める場合、当該部分に限り認める。また、提出された書類は一切返却しない。

1 3 プレゼンテーションの実施

提案参加業者は、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日時及び開催場所

令和5年11月14日（火）午前（予定）

※プレゼンテーションの開催時間及び開催場所については、提案参加業者に別途通知する。なお、プレゼンテーションに出席する者は、最大3名までとする。

(2) プレゼンテーション内容

提出した提案書に基づき、原則として本業務の実施責任者及び担当する者がプレゼンテーション及び質疑応答を実施するものとする。プレゼンテーションは15分以内、質疑応答は10分以内とし、説明の際、プロジェクターの使用は不可とする。

1 4 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託業者の選定に当たっては、選定審査委員会を実施する。

企画提案の評価は、あらかじめ定めた選定評価基準を基に項目ごとに数値化して採点する。詳細は、「多様な主体の協働・連携による地域包括ケアシステムの構築に向けた地域資源の普及啓発等業務・受託予定者の選定基準」を参照のこと。

(2) 通知方法

審査結果については、書面にて通知する。

1 5 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とする。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入すること。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 契約条項の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができる。

1 6 その他

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

17 担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおり。

部署名	健康福祉局地域包括ケア推進室
所在地	〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階
電話番号	044-200-0479
電子メール	40keasui@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (閉庁日及び正午～午後1時を除く)